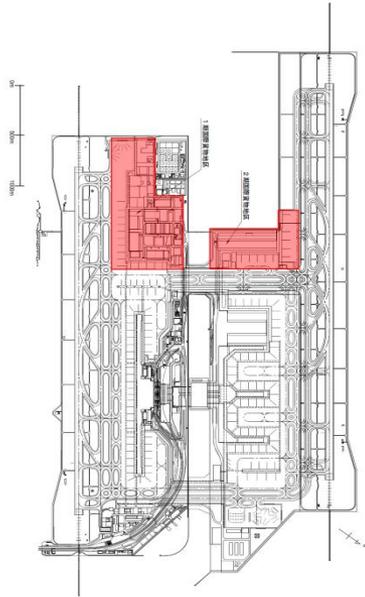


国際戦略総合特区【関西国際空港地区】



◆地区概要

- ・関空は日本で初めての複数の長距離平行滑走路を有する完全24時間空港。
- ・アジアと世界を結ぶ中継地点として、アジアのゲートウェイとなる立地条件を有する。
- ・国際ハブ空港として、国際定期便は週854便(2012年夏ダイヤ実績)が就航。うち24時間空港の強みを活かして、深夜早朝貨物便が週76便就航するなど、貨物デリバリーにかかるリードタイム短縮等によるサプライチェーンの最適化を実現。
- ・国内空港で初となる医薬品専用共同定温庫(KIX Medica)も整備済みであるなど高い機能性に加え、空港島内に豊富な展開用地を有するなど拡張性を持つ。
- ・医薬品等ライフサイエンス貨物を戦略貨物として取込を図り、空港における世界最高水準のクールチェーンの構築に取り組む。

◆めざす姿

- 世界最高水準のクールチェーン*の構築
- ・貨物ネットワークの拡充により、国内最多の貨物便数を実現
- ・クールチェーンの機能強化、ガイドライン化による医薬品等の空港内温度管理事故ゼロの実現
- ・医薬品等の通関までの手続きのスピードアップによる物流スピードの向上

◆総合特区の取組み内容

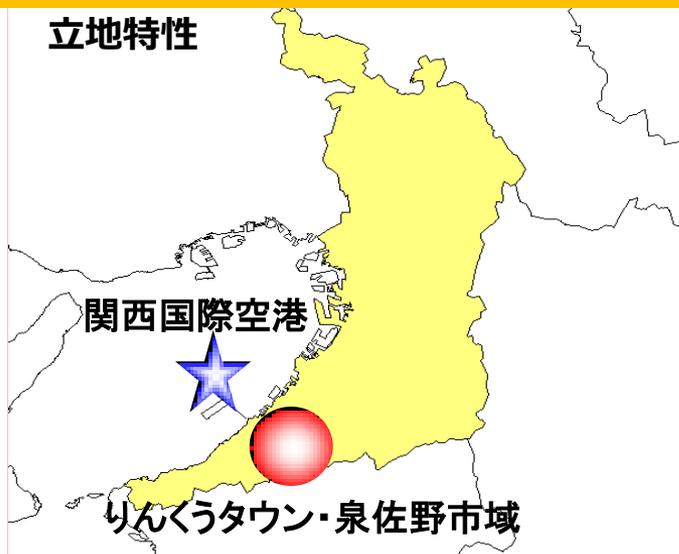
- 医薬品・医療機器等の輸入手続きの電子化・簡素化
- ・未承認薬などにかかる輸入手続き(薬監証明)をはじめ薬事法関連の輸入手続きの電子化実証実験を予定(H25年4月～運用開始を目指す)
- クールチェーンの強化と取扱基準のガイドライン化
- ・医薬品専用共同定温庫(KIX Medica)の機能拡充・医薬品取扱いの統一基準化(見える化)の検討
- アジア航空物流拠点の形成
- ・国際物流事業者が関空に北太平洋地区ハブを開設決定。新関空会社が関空2期島に上屋施設等を整備予定

第5章 成長をリードしていく仕組み —総合特区*制度⑦—

【地域活性化総合特区*：「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 概要】

日本の玄関口「関空」フロント*の立地特性と、蓄積された医療・観光の地域資源

立地特性



地域資源

医療

- 大阪発祥の動脈塞栓術のがん医療専門クリニック
 - ・全国のがん患者が訪れる我が国有数の施設
 - ・海外の医療機関と活発に交流、海外向け医療機関紹介サイト掲載（経産省）
- 我が国有数の高度獣医療拠点
 - ・大阪府立大学獣医臨床センターは約30名の獣医師とリニアック*やMRI*など最新設備を備え、西日本などから約4,600件の診療実績（H22年度）
- 医療者が育成した実践的な医療通訳
 - ・りんくう総合医療センターは、我が国の医療機関に先駆けて、H18年に「国際外来」を開設、医療通訳約60名を育成
 - ・同センターの医療通訳がNPO*「IMEDIATA」を創設、H23年に法人化

観光

- 多種・多様な人々が訪れる“日本の玄関口”
 - ・H23年に観光庁の「外客受入促進地域」に選定

りんくうタウンの活性化・観光インバウンドの回復・拡大をめざして！

規制・制度の改善

国際医療交流の推進

- 国際交流を通じた高度がん医療機能の充実
 - ・外国医師との交流を通じた医療技術の一層向上
 - ・国内外のがん患者に対して、動脈塞栓術をはじめ、より自分にあった様々な治療法を1か所で提供
- 高度獣医療における国際交流・国際貢献
 - ・国内外のペット（犬・猫）診療機能の強化
 - ・医療機関との共同研究の促進
- 健康や医療目的の外国人訪日観光客の誘致促進
 - ・生活習慣病対策など医療・健康をテーマとする訪日促進
 - ・患者、同伴者を対象とする医療機関等でのツアー販売

訪日外国人へのホスピタリティ*や地域魅力の向上による訪日誘客の促進

- 医療通訳など外国人診療機能の充実
 - ・実践的な医療通訳養成、医療通訳レベルの“見える化”、域内外の医療機関との遠隔通訳ネットワークの構築
 - ・外国人診療機能の体制の強化
- 訪日外国人へのホスピタリティ*、地域魅力の向上
 - ・地元通訳案内士による訪日外国人への地域魅力PR
 - ・日本の印象をより良くする体験・交流型ミニツアーの企画
 - ・訪日外国人が購入する化粧品、医薬品等の消費税免除

大都市圏制度の再構築に向けた提案

国において、

現行の大都市圏制度を見直し、「大都市圏戦略基本法(仮称)」の制定等を検討

「新成長戦略」(H22.6.18閣議決定)における大都市圏制度の位置づけ

[大都市の再生]

- ・大都市は国の成長の牽引役。アジア都市との競争の観点から、国としての国際的、広域的視点を踏まえた都市戦略が必要
 - ・投資効果の高い大都市圏に真に必要なインフラ*の重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進めることが必要
- ⇒早期実施事項(2010年度に実施する事項)

大都市圏の成長戦略の策定、大都市のインフラ整備のマスタープラン*となる「大都市圏戦略基本法(仮称)」案の提出

実効性のある法制度となるよう大阪から提案(H22.10)

[大都市圏戦略に必要な視点]

① 均衡発展から集中へ、国家戦略の転換

国家戦略として「大都市再生」の重要性を明記／対象となる「大都市」の限定／インフラ整備等を国家プロジェクトで推進／国家目標と国家プロジェクトの明示

② 行政区域や省庁の縦割りを排除する広域的な地域経営システム

目標設定、資源配分の一元化[法定協議会]／運営の一元化[オーソリティ(専門執行機関)、TMO*等]

③ 再生のための実効性のある制度

国土形成計画法のような計画(戦略)策定のための法律ではなく、戦略達成のための措置(財政支援等)を規定し、実効性を確保

●提案趣旨が国土審議会国土政策検討委員会の最終報告(H23.2)に一定反映(⇒国において法案検討)

- ・国家戦略として的大都市圏戦略の位置づけ
- ・地域経営の視点を持って官民の合意形成を図る枠組みの重要性 等

成長戦略の推進に向けて①

具体化への道筋

- ◇ 「大阪の成長戦略」は、大阪の成長のために必要と考えられる、大阪府・大阪市が取り組むべき施策・事業だけではなく、様々な実施主体による幅広い取組を網羅的にとりまとめた“提言書”でもあり、今後、これら取組の中から、地域経営の観点で実現可能性や優先順位を考えながら、最適な実施主体での具体化に取り組んでいく
- ◇ 具体化にあたっては、「民間でできることは民間で」「府民や企業の自主的な活動やその能力を活かし協働で」という基本的な理念のもと、行政として取り組むべきものについては、厳しい財政状況の中での財政規律を堅持しながら、費用対効果を精査した上で、具体化を図っていく
- ◇ また、国において法改正や制度創設が必要なものについては、あらゆる機会をとらえて要望活動を行うなど、粘り強く国へ働きかけていく
加えて、関西広域連合*を受け皿として、国の権限・組織・財源の移管に向けて進めていく

成長戦略の推進に向けて②

適切な進行管理

- ◇ 戦略の着実な推進を図るため、庁内体制を整備し、適切な進行管理を行う
- ◇ 今回掲げた成長目標については、その状況を把握し、ホームページ等で公表する
- ◇ 具体的な取組の実施状況については、項目ごとに取組状況を整理し、ホームページ等で公表する
- ◇ 社会経済情勢の変化に応じて、具体的な取組内容について適宜、追加・修正を行うなど、基本的な方向性を堅持しつつも、必要に応じ柔軟に見直しを図っていく